

財務省告示第二百五十五号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年六月十三日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年七月二十七日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合 計	利付国債 （変動・十年）					国債の名称
	〃	〃	〃	〃	〃	記号
円五百九十八億	百六十億円	百億円	六十八億円	百二十億円	百五十億円	総額面金額の
	三九銭十九円三十	二九銭十九円三十	九九銭十九円二十	八九銭十二円四十	六九銭十七円五十	額当たり金額の買入